

令和5年度
横浜市指定介護保険サービス事業者等
集団指導講習会資料

居宅介護支援編



実際の事業所運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。

目 次

【居宅介護支援 資料 1～10】

- 1 令和3年度介護報酬改定に係る居宅介護支援の運営基準減算について
令和4年1月31日通知（健介事第1013号） 1

- 2 通所介護事業所等における宿泊サービスについて
令和4年11月16日通知（事務連絡）添付 13

- 3 適正なケアプランの作成について 15

- 4 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について 17

- 5 要介護認定関係について 22

- 6 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業 25

- 7 ケアマネガイドラインについて 28

- 8 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）の
利用促進について 34

- 9 大規模災害時の在宅要援護者の緊急入所について 47

- 10 利用してみよう！定期巡回・随時対応型訪問介護看護 49

市内指定居宅介護支援事業者 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

令和3年度介護報酬改定に係る居宅介護支援の運営基準減算について

平素より、本市の介護保険行政の推進にご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定に伴い、指定居宅介護支援事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者等に対して、文書を交付し説明を行わなければならない内容が追加され、これに違反した場合には運営基準減算が適用されることとなりました。

改めて次の内容等をご確認いただき、適正なサービスの提供を確保するため、運営基準に係る規定を遵守するようお願いいたします。

1 運営基準の規定

指定居宅介護支援事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対して、①②の内容について説明を行い、理解を得なければなりません。

なお、説明に当たっては、理解が得られるよう、**文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければなりません。**

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

2 減算の規定

指定居宅介護支援事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、**①②の内容について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となります。**

なお、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定し、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しません。

また、**運営基準減算が適用されると、特定事業所加算は算定できません。**

3 留意事項

(1) 割合の対象期間

前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、説明の際に用いる当該割合については、直近の期間のものとします。

- ・前期（3月1日から8月末日）
- ・後期（9月1日から2月末日）

(2) 改定前の契約者

令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましいとされていますので、適宜ご対応ください。

4 補足事項

指定居宅介護支援事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者等に対して、次の内容についても文書を交付し説明を行わなければならない、これに**違反した場合には運営基準減算が適用されません**（平成30年度介護報酬改定内容）。また、この場合も**運営基準減算が適用されると、特定事業所加算は算定できません**。

様式例も参考にして、文書を交付して説明を行い、署名を得るようにしてください。

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。

5 根拠法令等（別紙）

- (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（抜粋）
- (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抜粋）
- (3) 厚生労働大臣が定める基準（抜粋）
- (4) 介護保険最新情報 Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）」（抜粋）

<本文書についての問い合わせ先>

健康福祉局 介護事業指導課 指導監査係

Eメール：kf-shidoukansa@city.yokohama.jp

（様式例）

同意書

- ・利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することを求めることができること。
- ・利用者は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
訪問介護 ●% 通所介護 ●% 地域密着型通所介護 ●% 福祉用具貸与 ●%
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	○事業所	●%	□事業所	●%	△事業所	●%
通所介護	△事業所	●%	×事業所	●%	○事業所	●%
地域密着型 通所介護	□事業所	●%	△事業所	●%	×事業所	●%
福祉用具貸与	×事業所	●%	○事業所	●%	□事業所	●%

以上の内容について、事業者から説明を受け、それに同意しました。

年 月 日

説明者氏名

利用者氏名

※重要事項説明書に同様の内容が記載されていれば、別途同意書を取る必要はありません。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

3 運営に関する基準（2）内容及び手続きの説明及び同意

基準第4条は、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第1条の2の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

また、基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この(2)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。

なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。

また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

① 前期（3月1日から8月末日）

② 後期（9月1日から2月末日）

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

また、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。基準第4条第3項は、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）

第3 居宅介護支援費に関する事項 6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注3の「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長（特別区の区長を含む。以下この第3において同じ。）は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1) **指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、**

- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ・ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

・ **前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下(1)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合**

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- (2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。
- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- (3) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- (4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、次の場合に減算されるものであること。
- ①当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ②当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

八十四 居宅介護支援費における特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を二名以上配置していること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を三名以上配置していること。
- (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- (4) 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- (5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の四十以上であること。
- (6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- (8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- (10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり四十名未満であること。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は四十五名未満であること。
- (11) 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- (13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

ロ 特定事業所加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ（2）、（3）、（4）及び（6）から（13）までの基準に適合すること。
- (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

ハ 特定事業所加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ（3）、（4）及び（6）から（13）までの基準に適合すること。
- (2) ロ（2）の基準に適合すること。
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を二名以上配置していること。

ニ 特定事業所加算（A） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ（3）、（4）及び（6）から（13）までの基準に適合すること。ただし、イ（4）、（6）、（11）及び（12）の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても

差し支えないものとする。

- (2) ロ（２）の基準に適合すること。
- (3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を一名以上配置していること。
- (4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で一以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（（１）で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

【居宅介護支援】

○ 契約時の説明について

問 111 今回の改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）の説明を行うことと定められたが、具体的な説明方法として、どのような方法が考えられるか。

（答）

- ・ 例えば、以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。
- ・ なお、「同一事業者によって提供されたものの割合」については、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち（※同一事業所が同一利用者に複数回提供してもカウントは1）、同一事業所によって提供されたものの割合であるが、その割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えない。

<例>

※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

別紙

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●%
 通所介護 ●%
 地域密着型通所介護 ●%
 福祉用具貸与 ●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%

問 112 今回の改定により、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、令和3年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。

（答）

- ・ 令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。
- ・ なお、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、当該事業所が、令和3年4月中に新たに契約を結ぶ利用者等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。

《参考》

- ・ 第4条第2号

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- ・ 通知：第2の3（2）

基準第4条は、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合に

は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第1条の2の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

また、基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この(2)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。

なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。

また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

- ① 前期（3月1日から8月末日）
- ② 後期（9月1日から2月末日）

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

また、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。基準第4条第3項は、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。

横浜市内 居宅介護支援事業所
通所介護事業所
地域密着型通所介護事業所
認知症対応型通所介護事業所

運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所介護事業所等における宿泊サービスの提供について

日頃から、本市の高齢者福祉施策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、通所介護事業所等における宿泊サービスの提供について、指針を定めておりますが、長期宿泊利用者が多くみられる事業所等、本来の宿泊サービスの提供の趣旨にそぐわないと思われるケースが依然見受けられます。

各施設・事業所におかれましては、改めて指針の確認や運営状況の点検を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策も含め、次のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、宿泊サービスの未届は、基準条例違反となりますので、必要に応じ次ページのサイトで届出の有無を確認し、未届であることが判明した場合は、下記リンクから届出方法を確認し、速やかに届け出てください。

1 指針

宿泊サービスを提供する場合における、事業の人員、設備及び運営に関する内容を定めていますので、下記リンクから改めて指針の内容をご確認ください。

2 運営状況点検書

このたび、当該指針に沿って運営状況点検書（宿泊サービス）を作成し、下記リンクに掲載しましたので、事業所の運営状況を点検するとともに、実施できていない項目は改善をしてください。

特に、長期宿泊利用者がおり、「1 (1) 宿泊サービスの提供」の項目が実施できていない場合は、居宅介護支援事業所と密接に連携を図り必要な代替サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特養・老健やGHなどの高齢者施設への入所等）への変更等を行ってください。

3 新型コロナウイルス感染症対策

第7波において、宿泊サービスにおける集団感染が多数確認されましたが、再び新規感染者が増加傾向に転じており、今後の集団感染の発生が強く危惧される状況にあります。感染者が事業所で発生した場合に、感染拡大防止の観点から事業者の判断で宿泊サービスの休止等が速やかに行えるよう、利用者・家族等に事前に説明し了解を得るようにしてください。

<宿泊サービスの運営に係る指針関連情報>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/kaigo.html#kyoutuu>

【参考】

<宿泊サービス事業者一覧 検索サイト>

https://living.rakuraku.or.jp/office_serch/office02/

<基準条例>

前項ただし書の場合（指定通所介護事業者等が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

（通所介護：居宅条例第93条第4項、密着通所：密着条例第60条の5第4項、認知通所：密着条例第64条第4項）

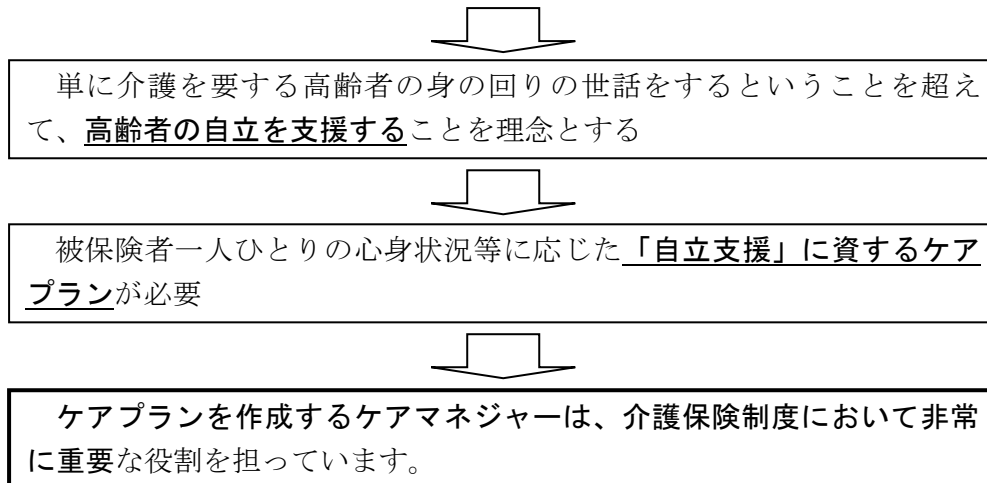
担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課
Eメール：kf-shidoukansa@city.yokohama.jp

3

適正なケアプランの作成について

1 介護保険制度の目的

介護が必要な状態になっても、できる限り自宅や住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、真に必要な介護サービスを統合的・一体的に提供する仕組み



【参考】介護保険法（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

2 適正なケアプランの作成について

被保険者に適切な介護サービスが提供されるためには、ケアプランが被保険者一人ひとりの心身状況等に応じた「自立支援」に資するものになっている必要があります。

【適正なケアプランの視点】

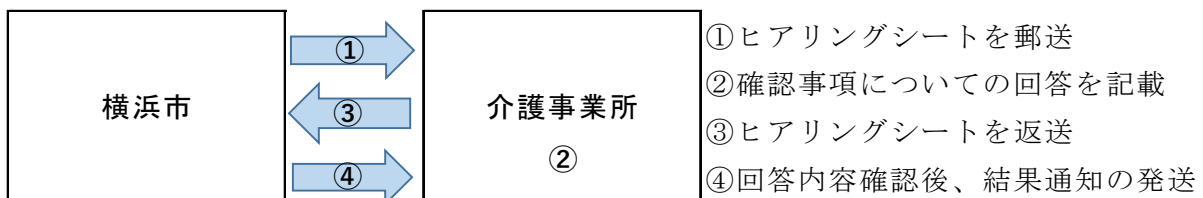
- ・サービスの計画量が過剰ではないか
- ・サービスの計画量が過少ではないか
- ・サービス種類に偏りはないか
- ・特定の事業所に集中した計画になっていないか
- ・必要なサービスが不足していないか（医療系サービスとの連携はできているか） など

介護保険の給付は、介護保険法第2条にある「被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう」になっていなければなりません。ケアプランを作成する際には、「自立支援」の観点から、サービスの必要性及び妥当性について検討されるよう改めてお願いします。

3 横浜市の取組

横浜市では、「ヒアリングシート」を利用したケアプラン検証の取組を行っています。上記【適正なケアプランの視点】等に基づき、一定の基準で抽出した給付実績について、事業者の皆様と共同で確認することにより、ケアプランや提供されたサービスがご利用者様の心身状態に適合しているか等を検証するものです。

【ヒアリングシートによる確認の流れ】



【例】

ヒアリングシート											
以下の【回答】欄に確認内容を記入して、Eメール(PDFファイル)、郵送、もしくはFaxでご回答をお願い致します。 ※Eメール(PDFファイル)、FAXで提出する際は、必ず氏名の一部を黒塗りしてください。(例：様●太●)											
No.	被保険者番号	氏名	性別	年齢	支援事業者番号	支援事業者名	ケアマネ番号	提供事業者番号	提供事業者名	サービス提供月	確認事項
No.1回	0000000000	○ ○ ○	女	80	14#####	横浜市役所プランセンター	14#####	14#####	横浜市健康福祉介護センター	2022年2月	【管理番号:001】区 <提供月:2021年8月>区 戻送りや歩行等ができない重度の寝たきり状態が想定される介護者の方に、福祉用具貸与の「歩行補助つえ」が貸与されています。ケアプラン作成において、貸与が必要であると判断した理由を【回答】欄に記載してください。
【回答】「確認事項」欄に記載された確認事項について、下記に理由の記載をお願いします。											
確認事項についてここに回答を記載											
回答期日：令和〇年〇月〇日までに回答をお願いします。 【回答・お問合せ先】 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市府会16階 横浜市健康福祉局介護保険課 給付適正化担当 Tel:045-671-4255											

- ・年度により送付対象者の抽出条件は異なります。
- ・返送の方法は郵送の他、FAXやPDF等のメール添付による送付があります。(郵送以外の場合は必ず氏名の一部を●等で黒く潰してください。)

横浜市の介護保険の適正化事業にご協力をお願いいたします。

4 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

令和5年3月版 横浜市

軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目（対象外種目）が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的に給付することができます。

1 対象外種目

(1) 要支援1・2、要介護1の方

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）

(2) 要支援1・2、要介護1～3の方

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引できる機能のものを除く。）

2 判断基準

軽度者に対して対象外種目について例外給付するには、基本調査の結果による判断、（該当する基本調査結果がない場合の）適切なケアマネジメントによる判断、市町村の確認による判断があります（P2-3 参照）。

3 横浜市での取扱い

市町村の確認による判断（P3 参照）を行う場合は、横浜市では、介護保険被保険者証の住所のある区の区役所高齢・障害支援課で受け付けています（提出期限についてはP4・Q2 参照）。

※「基本調査の結果による判断、適切なケアマネジメントによる判断」（P2）で行う場合は、区役所への届出は必要ありません。

(1) 手続きする人

担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員

(2) 提出するもの

- ・「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（依頼）」（様式1）
- ・「サービス担当者会議の要点」または「介護予防支援経過記録」※
※医師の所見を記入する必要があります（医師の所見を確認した資料は添付不要です）。

4 通知関係

- ・「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務の基本的な取扱いの整理の改正について（通知）」（令和5年3月30日健介保第2701号）

横浜市ホームページ URL

横浜市 > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護 > 事業者指定・委託等の手続き > 各種申請関係：軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/keido_reigai.html

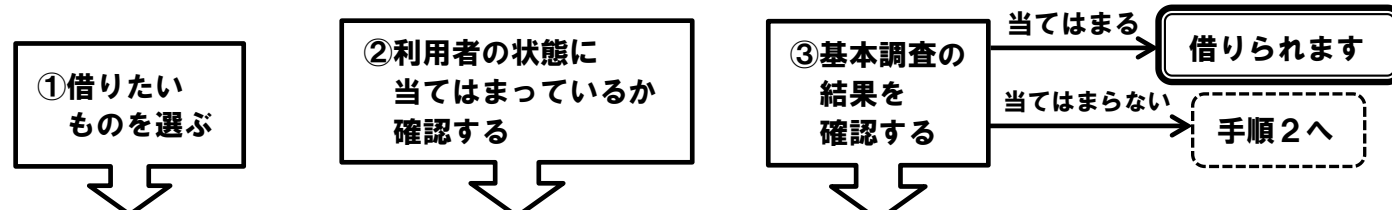
【お問い合わせ先】

- ・（個別具体的な手続きについて） **各区高齢・障害支援課**
- ・（軽度者例外給付制度について） **健康福祉局介護保険課**
[電話] 045-671-4255 [FAX] 045-550-3614
- ・（福祉用具貸与全般について） **健康福祉局介護事業指導課**
[電話] 045-671-3413 [FAX] 045-550-3615

手順1 基本調査結果による判断
※一部、適切なケアマネジメントによる判断

《区役所への連絡・届出》
必要ありません

～判断の流れ～



対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (告示で定める福祉用具が必要な状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	該当する基本調査結果なし → 居宅介護支援事業者等が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の 症状がある旨が記載されている場合も含む。
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)※	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要と する者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	該当する基本調査結果なし → 居宅介護支援事業者等が判断
カ 自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

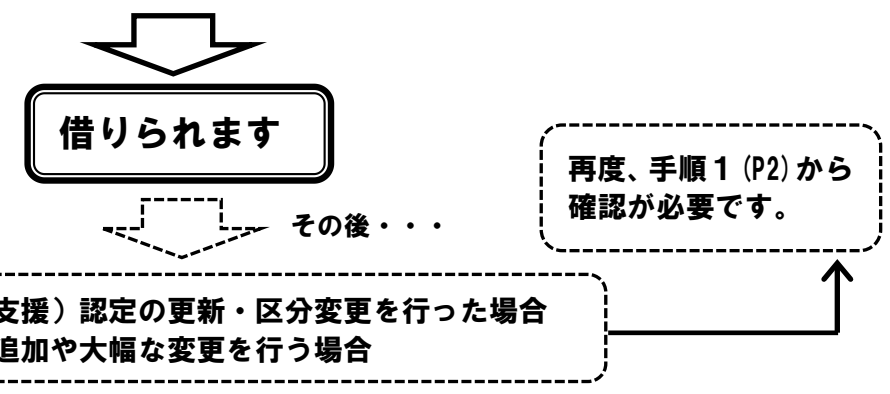
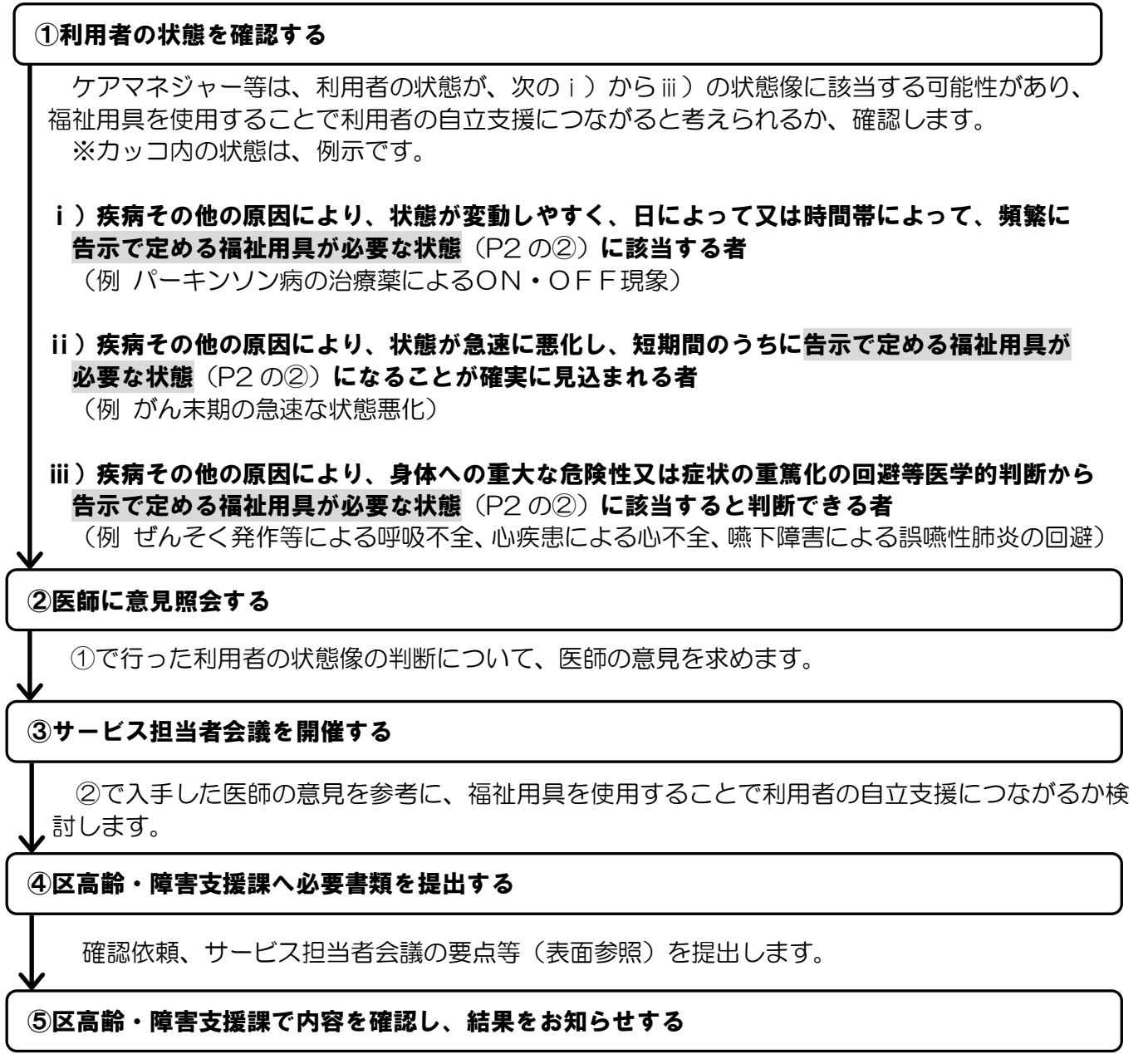
※「昇降座椅子」は
(二)「移乗」で判断

※「段差解消機」は
(三)ケアマネジャー等が
判断

手順2 市町村の確認による判断

《区役所への連絡・届出》
必要です

～判断の流れ～



Q & A

Q1 医師への意見照会は、どのようなやり方がありますか。

A1 医師への意見照会の方法は、①診断書、②聞き取り※、③主治医意見書による方法があります。

どの方法で入手しても構いませんが、費用負担や時点の問題があるので、できるだけ②聞き取り※でお願いします。

	方法	費用負担	補足
①	診断書	○	利用者の費用負担となります。
②	聞き取り※	△	文書による場合は診療情報提供料が発生します（利用者に自己負担が発生する場合があります）。
③	主治医意見書	×	費用負担はありませんが、直近の要介護認定時点となるため、その間に状態変化があれば不適切となる場合があります。

※ 聞き取りは、利用者の診察に同行する方法を原則としますが、医師から要望があった場合などは、電話、FAX（電話回答）、電子メールによる方法も可能としています（方法によっては費用負担が発生する場合があります）。

文書による情報提供を求める場合は、別紙様式8を使用してください（市ホームページから入手してください）。

電話による場合は、確認した相手、日時、内容について、記録に残す必要があります。

Q2 区役所への確認依頼などの提出期限はありますか。

A2 原則として、貸与開始前に提出してください。

ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合など、やむを得ず貸与開始後遡及して提出する場合は、貸与開始日から概ね1か月以内に行ってください。

なお、1か月を経過した場合は、原則として受け付けることはできませんが、合理的でやむを得ない事情がある場合は、貸与開始日に遡及して受け付けることもあります。

【原則】 **確認依頼など提出** → **確認結果お知らせ** → **貸与開始**

【例外】早急な対応が必要な場合など

貸与開始 → **確認依頼など提出** → **確認結果お知らせ**

概ね1か月以内※

※合理的でやむを得ない事情がある場合（認定審査会の遅れなど）はそれ以上経過していても受け付けることがあります。

記載例

<事例>

- ①アセスメントと課題分析
- ②医学的所見の確認 7/13
- ③サービス担当者会議 7/18
ケアプラン作成
- ④区への確認依頼 7/20
- ⑤貸与開始 8/1 予定

(様式1)

令和 5年 7月 20日

横浜市 区長

△△居宅介護支援事業所
居宅 春子

ケアプラン作成を行った事業所名と
ケアプラン作成担当者名を記入

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（依頼）

次の利用者に対して、医師の意見（医学的な所見）に基づき判断し、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを行ったところ、（介護予防）福祉用具貸与が特に必要と判断しましたので、このことについて確認をお願いします。

1 貸与を予定している被保険者

被保険者氏名	横浜 太郎	被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
被保険者住所	横浜市中区港町1-1	要介護度	要支援1・要支援2 要介護1・要介護2・要介護3 申請中

2 貸与を予定している福祉用具

福祉用具の種類	特殊寝台		
開始年月日	令和 5年 8月 1日		
貸与事業者	事業者名	□□福祉用具〇〇営業所	
	事業者番号	1 4 1 2 3 4 5 6 7 8	

3 医師の意見（医学的な所見）

該当する状態

- ① 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- ② 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- ③ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的見地から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

居宅介護（介護予防） 支援事業者連絡先	住所	〒 231 - 0021 中区日本大通35
	電話	045 (671) 4255

※「サービス担当者会議の要点」または「介護予防支援経過記録」を必ず添付してください。

申請中の場合は、暫定ケアプランを作成するにあたって使用した方を添付

記載例

資料1

<事例>

①アセスメントと課題分析→②医学的所見の確認(7/13)→③サービス担当者会議(7/18)
→ケアプラン作成→④区への確認依頼(7/20)→⑤貸与開始(8/1予定)

第4表

サービス担当者会議の要点

作成年月日 令和5年7月19日

利用者名 横浜 太郎 様

居宅サービス計画作成者(担当者)氏名 居宅 春子

開催日 令和5年7月18日

開催場所 自宅

開催時間 14時00分~15時00分

開催回数 1

会議出席者	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
	本人	横浜 太郎 様	B訪問介護事業所	〇〇 〇〇		
	家族	横浜 花子 様	C福祉用具貸与事業所	□□ □□		
	A事業所(ケアマネ)	居宅 春子	Dクリニック(医師) ※欠席照会	△△ △△		
検討した項目	特殊寝台の必要性について ①医師の医学的所見(確認した日時と確認方法(訪問・電話等)、医師名・病院名、診断名等に起因する状態像) ②医師の医学的所見に基づき必要性の判断 ③本人・家族の意向 ④サービス担当者会議での必要性の検討 などを記載します。					
検討内容	①医師の医学的所見としては、7月13日、Dクリニック△△医師に電話照会にて「パーキンソン病で内服加療中の『ON・OFF現象』によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となるため、福祉用具貸与の状態像(i)に該当する。」との意見をいただいた。 ②ケアマネジャーとしては、医師の医学的所見に基づき、状態が悪いときは起き上がりが困難であることから、例外給付に該当する要件i)に該当すると判断する。 ③本人は、在宅で、できるだけ自分の力で起き上がり、身の回りのことを行っていききたいとの意向。家族も同意。 ④以上を踏まえ、サービス担当者会議での必要性について検討した。 ・(B訪問介護事業所の意見)利用者は日によって状態の変動が著しく、状態の悪いときは起き上がり立ち上がりが困難で、介助が必要。 ・(C福祉用具貸与事業所の意見)特殊寝台の種類については、起き上がりと共に立ち上がりも困難であることから、背上げ角度と床板高さの調整機能が付いたものが良いかと思われる。 ・これらの意見から、上記の機能の付いた特殊寝台を導入することで全員の意見が一致した。					
結論	本人の状態から、背上げ角度と床板高さの調節機能の付いた特殊寝台が必要であるため、貸与の手続きを行う。					
残された課題	特殊寝台を導入後の効果と実際の状況について確認をする。					
(次回開催時期)	現在の認定有効期間が12月31日で切れるため、その際に再度必要性を検討する。					

5

要介護認定関係について

1 要介護認定者数について

要支援・要介護認定を受けている認定者数（以下、認定者数という）は、令和4年で18万人を超えており、高齢者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。

	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月
認定者数	167,461人	171,540人	177,457人	181,039人	184,207人

※認定者数は、各年4月の速報値

2 認定申請件数の状況について

各年度における新規申請および区分変更申請（以下、区変という）は、増加しています。一方で更新申請については、平成30年度から認定有効期間が36か月に延長可能となった影響等により、令和2年度の更新申請の件数が4万人弱となっています。

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
新規	53,316人	53,113人	54,110人	58,162人	61,678人
更新	84,433人	81,876人	38,091人	83,756人	97,445人
区変	13,646人	14,121人	15,388人	16,484人	17,202人
合計	151,395人	149,110人	107,589人	158,402人	176,325人

3 申請から認定までの平均所要日数短縮への取り組みについて

介護保険法に基づく要介護認定の申請処分は、原則として申請があった日から30日以内に通知をしなければならないと規定されています。

本市として、被保険者の円滑な介護保険サービスの利用に資するために、認定までの平均所要日数の短縮に取り組んでいます。

上記の主旨をご理解いただいたうえで、次の内容について、ご理解ご協力をお願いします。

■ 依頼事項

- (1) 申請書を記入する際は、医療機関名、最終受診月をご確認いただくとともに、医療機関への連絡や被保険者の受診勧奨等のご協力をお願いします。
- (2) 更新申請について、月初に申請が集中することにより、区役所の事務処理や認定調査の実施等が滞留しやすくなるため、速やかに認定結果通知のため、提出時期をずらして申請をするようお願いします。

- (3) 更新申請における認定調査委託について、積極的にご協力をお願いします。また、認定調査を実施した際は、認定調査票を速やかにご提出ください。

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
市全体	46.4日	45.2日	42.1日	39.7日	42.5日

4 横浜市要介護認定事務センターの設置について

要介護認定率が上昇する後期高齢者数の増加に伴い、今後も増え続ける要介護認定申請に対応するため、委託により「要介護認定事務センター」を令和2年11月に設置し、各区で行っている要介護認定業務の一部を事務効率が得られる部分を集約化しています。

5 末期がん等の方への迅速な要介護認定について

末期がん等の方の要介護認定等の取扱いについては、暫定ケアプランの作成や医療機関等の連携に取り組んでいただいておりますが、引き続き、適切な要介護認定の実施や介護サービスの提供をお願いします。次の内容について、ご理解ご協力をお願いします。

■ 依頼事項

- (1) 迅速な対応が必要と思われる方の認定申請を代行される際は、申請書の裏面などに、緊急を要する理由等のご記入をお願いします。また、迅速な認定調査の実施にご協力をお願いします。
- (2) 主治医意見書の作成予定の医師に、認定申請書を提出した旨、認定調査の実施時期、介護サービス利用における留意点等を確認し、要介護認定に関する内容は区役所に情報連携をお願いします。
- (3) 迅速な対応が必要と判断される方の認定調査を実施する際は、早めに日程調整および認定調査の実施をお願いします。
- (4) 調査実施後は、速やかに調査票を作成の上、提出にご協力ください。

6 臨時的な取扱いの実施について

厚生労働省からの通知に基づき、令和5年4月1日以降に認定期間満了を迎える方の申請から、原則、取扱いを終了しております。

※ ただし、施設や医療機関に入所・入院している方で、入所者等との面会を禁止する措置がとられていることにより、被保険者への認定調査が困難な状況が確認できた場合に限り、引き続き、臨時的な取扱いの適用をできるものとします。詳細は各区役所、高齢・障害支援課へお問い合わせください。

7 認定調査の留意点について

- (1) 認定調査を実施する際は、必ず、調査対象者と対面の上、調査してください。

- (2) 認定調査の依頼があった場合には、出来るだけ早い時期に調査を行い、調査終了後は速やかに調査票を作成し、提出してください。
- (3) 家族等の介護者がいる在宅の調査対象者については、介護者が不在の日は避けてください。

8 調査項目の確認方法について

- (1) 各（調査）項目が指定する確認動作を可能な限り実際に試行してください。
また、確認動作を実施する際は、対象者のそばに位置し、安全に実施してもらえよう配慮してください。ただし、危険が伴うと考えられる場合は、決して無理に試みないでください。
- (2) 確認動作に加えて、日頃の状況についても確認してください。
- (3) 実際に試行した結果と日頃の状況が異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択してください。

9 認定調査票の作成について

- (1) 特記事項には具体的な記載（選択の根拠、頻度、介護の手間等）をお願いします。
- (2) 選択項目（たとえば、できない、見守り等、一部介助、全介助、ある等）については、特記事項を記載していただきますようお願いします。

※ 特記事項に記載がないことにより、選択項目の妥当性や、具体的な状況や介護の手間が読み取れず、介護認定審査会で一次判定の修正・確定や二次判定による審査判定に影響を及ぼす可能性があります。

10 認定調査員現任研修について

- (1) 横浜市では、毎年、要介護認定の適正化を図ることを目的に、認定調査員現任研修を実施しています。
- (2) 令和5年度の現任研修については、10月から12月頃に対面研修の開催を予定しており、年度末にWEB研修を実施予定です。詳細が決まりましたら、本市ホームページに掲載します。
- (3) 昨年度と内容が異なりますので、市内事業所に所属し、認定調査に従事されている介護支援専門員の方については、受講してください。

6

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業

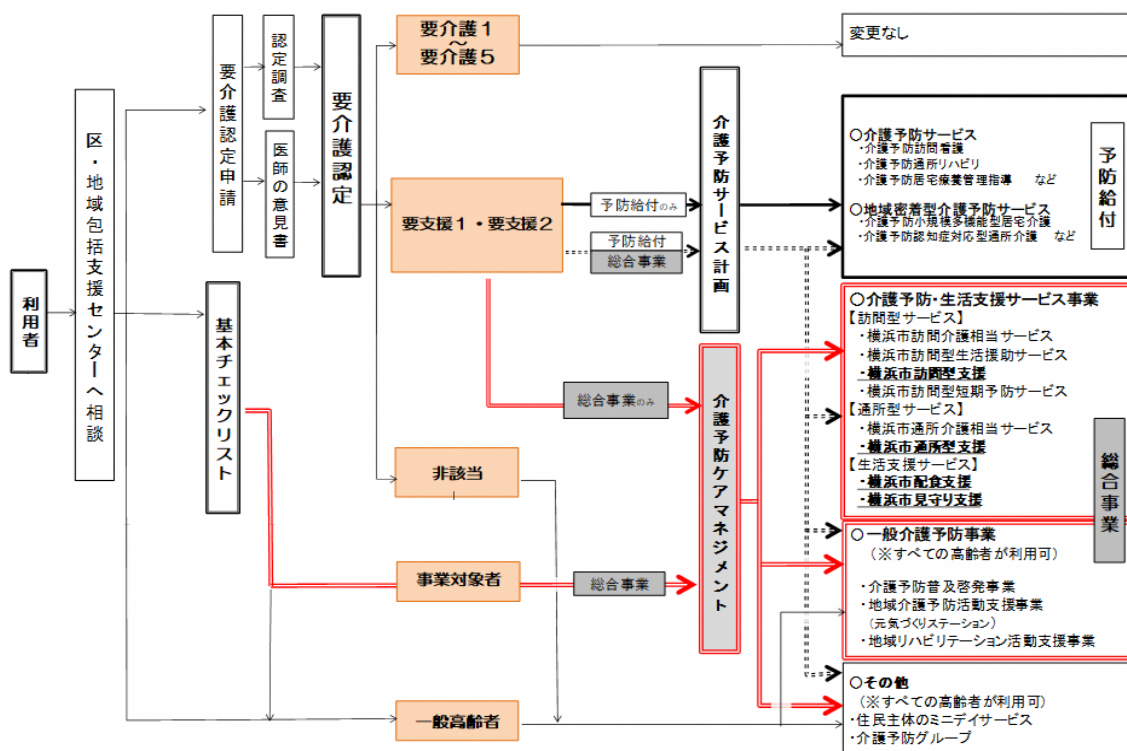
1 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

横浜市の「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業）についての実施状況は、次のとおりです。

【実施状況一覧】

『総合事業の構成例』における類型		横浜市のサービス名称	本市での実施時期	本市での考え方
訪問型サービス	①訪問介護 (旧介護予防訪問介護に相当するサービス)	横浜市訪問介護相当サービス	平成28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	横浜市訪問型生活援助サービス	平成28年10月開始	介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行えるようにします。 これにより、介護人材のすそ野を広げます。
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市訪問型支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して提供する生活援助等の支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	横浜市訪問型短期予防サービス	平成28年1月開始	早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が3～6か月の短期間で集中的に実施するサービスです。 区福祉保健センターの看護師、保健師が直営で実施し、本人の状態像にあった適切な支援及び地域資源へのつなぎを行うことで、社会参加、要支援状態からの自立の促進及び重度化予防を目指します。
通所型サービス	①通所介護 (旧介護予防通所介護に相当するサービス)	横浜市通所介護相当サービス	平成28年1月開始	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。
	②通所型サービスB (住民主体による支援)	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市通所型支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
その他生活支援サービス	①栄養改善を目的とした配食	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市配食支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。
	②住民ボランティア等が行う見守り	横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (横浜市見守り支援)	平成29年10月開始	住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。

2 利用手続



3 介護予防ケアマネジメント

本市が実施する介護予防ケアマネジメントの類型は、以下のとおりです。

(1) ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

指定事業者によるサービス及び横浜市訪問型短期予防サービスを利用する場合等に実施

(2) ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

横浜市介護予防・日常生活支援サービス補助事業（サービスB・その他生活支援サービス）及び一般介護予防事業を利用する場合等に実施

4 横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）

横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）は、多様な主体による重層的なサービス提供を目的として、従前の介護予防訪問介護よりも人員の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に、生活援助を行えるようにしたものです。事業の趣旨をご理解いただき、積極的な活用をお願いします。

(1) 従業者

訪問介護員等に加えて、横浜市が作成した標準テキストを使用して事業者が実施する研修を修了した者（一定の研修修了者）又は介護に関する入門的研修の修了者（入門的研修修了者）となります。

<人員の基準（抜粋）>

	訪問介護、 訪問介護相当サービス	訪問型生活援助サービス (サービスA)
従業者の員数	常勤換算2.5以上	必要数
従業者の主な資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者 ・一定の研修修了者 ・入門的研修修了者

※横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストは、以下のURLに掲載しています。

◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>介護予防・生活支援サービス事業>横浜市訪問型生活援助サービス
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicejigyou/service-a.html>

※その他、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。

◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/>

横浜市内居宅介護支援事業所

各位

健康福祉局高齢在宅支援課長

ケアマネジャーガイドラインについて（通知）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市福祉・保健行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

ケアマネジャーガイドラインは、介護支援専門員の役割や目的・目標、業務のポイントをまとめた横浜市の指針です。介護支援専門員の業務の実践に即した内容になっておりますので、ケアマネマネジメントの更なる質の向上のため、幅広くご活用ください。

1 資料

『ケアマネジャーガイドライン（令和2年4月改訂版）』

2 入手方法

下記のアドレスよりダウンロードできます。

【横浜市ホームページ】

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/kaigo.files/0387_20200507.pdf

※横浜市ホームページ内のトップページからの掲載箇所については添付資料（2）をご参照ください。

3 添付資料

- （1） ケアマネジャーガイドライン表紙、目次
- （2） 横浜市ホームページ内の掲載箇所について

担当：健康福祉局高齢在宅支援課

郷原、大塚

電話：671-2405 FAX：550-3612

E-mail：kf-youboucm@city.yokohama.jp

ケアマネジャー ガイドライン

令和2年4月
(改訂版)



横浜市健康福祉局

《 目 次 》

I 介護保険制度の概要

1 介護保険制度の目的	1
2 介護保険制度の基本理念	1
3 介護保険制度の変遷	2

II 介護保険制度とケアマネジャー業務

1 ケアマネジャー業務の基本概念	3
2 ケアマネジャーを取り巻く環境	5
3 ケアマネジャー業務の流れ	6
4 ケアマネジャーの1か月の動きと業務内容	7
5 ケアマネジャー業務のポイント	
(1) インテーク	14
(2) 契約	16
(3) アセスメント	18
(4) ケアプラン原案作成	24
(5) サービス担当者会議	30
(6) ケアプラン原案修正及び説明	33
(7) ケアプランの交付	35
(8) モニタリング	37
(9) 給付管理	39
(10) その他業務	
ア 要介護認定関連業務	42
イ 苦情対応	45
ウ 緊急時や事故発生時の対応	47
エ 介護予防支援事業者(地域包括支援センター)との連携	49
6 医療と介護の連携	
(1) 主治医との連携	51
(2) 在宅医療連携拠点(在宅医療相談室)	54
(3) 医療と介護の連携ツール	55
(4) 多様な医療職との連携	56

III ケアマネジャー支援体制

1 支援体制	57
2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の具体的内容	58
3 ケアマネジャーを支える仕組み	60

IV 支え合う地域社会 地域包括ケアシステム

- 1 地域包括ケアシステムとは……………61
- 2 横浜型地域包括ケアシステムとは……………61
- 3 地域の社会資源の活用……………62
- 4 地域包括ケアシステムの構築に向けて……………65
- 5 意思決定支援 ～本人の選択と本人・家族の心構え～……………66

V 巻末資料

- 1 入院・退院サポートマップ……………70
- 2 入院時・退院時情報共有シート……………74
- 3 看取り期の在宅療養サポートマップ……………76

横浜市
City of Yokohama

感染の急拡大で医療機関が大変混み合っています
検査キットなどで陽性になった方
医療機関を受診せず に始められる
自主療養 の活用をご検討ください

対象者
①医療機関を受診しておらず
②抗原検査キットや無料検査で陽性と判明し
③重症化リスクが低い方※
※ 2歳から39歳までの方、40歳から64歳までの重症化リスク因子がない方、妊娠していない方

詳しくはこちら

暮らし・総合
戸籍・住民票・税金など

観光・イベント
文化・芸術・スポーツなど

事業者向け情報
入札情報、産業振興など

市の情報・
市の施策・取組・統計

横浜市
City of Yokohama

暮らし・総合
戸籍・住民票・税金など

観光・イベント
文化・芸術・スポーツなど

事業者向け情報
入札情報、産業振興など

市の情報・計画
市の施策・取組・統計など

よく使われる情報

入札のとりざら
様式ダウンロード
入札・契約関連
電子申請
中央卸売市場
就職の窓口-メール
Y-PORT事業

重要なお知らせ
【感染症対策】新型コロナウイルス感染症に関する情報について（特設ページ）
【ワクチン接種】新型コロナウイルスのワクチン接種について（特設ページ）
【コロナ支援】市民生活や事業活動を守る支援メニュー
【市長執事】新型コロナウイルス感染症への対応状況について（令和4年6月2日 市長定例記者会見）

業種分野別から選ぶ

衛生
ごみ・リサイクル
福祉・介護
子育て
医療
消防・防災
環境・公園・上下
水道

①横浜市トップページの『事業者向け情報』を選択します。

②「業種分野別から選ぶ」から『福祉・介護』を選択します。

現在位置 [トップページ](#) > [事業者向け情報](#) > [分野別メニュー](#) > [福祉・介護](#)

福祉・介護

- 障害者福祉
- 高齢者福祉・介護
- 生活支援

③『高齢者福祉・介護』を選択します。

現在位置 [トップページ](#) > [事業者向け情報](#) > [分野別メニュー](#) > [福祉・介護](#)

高齢者福祉・介護

- 介護事業者向け新型コロナウイルス関連情報
- 横浜市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の（助成）
- 横浜市高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業について
- 事業者指定・委託等の手続き
- 介護保険関連情報
- 研修関連
- 介護保険外サービス関連

④『介護保険関連情報』を選択します。

現在位置 [トップページ](#) > [事業者向け情報](#) > [分野別メニュー](#) > [介護保険関連情報](#)

介護保険関連情報

- 情報提供
- 横浜市介護相談員派遣事業
- 権限移譲について
- 開設関連情報
- 運営関連情報

⑤『運営関連情報』を選択します。

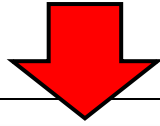
現在位置 [トップページ](#) > [事業者向け情報](#) > [分野別メニュー](#) > [運営関連情報](#)

運営関連情報

- 令和4年度 介護保険最新情報
- 介護保険事業運営・開設関連情報
- 介護保険事業者からの事故報告について
- 介護保険の運営に係る質問等について
- 「介護保険事業者向けQ&A集」関連通知
- 「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について
- 要介護認定事務センターについて

⑥『介護保険事業運営・開設関連情報』を選択します。

次のページへ



介護保険事業運営・開設関連情報

メニュー

1. [全サービス共通](#)
2. [要介護認定関連](#)
3. [居宅サービス関連](#)
4. [施設サービス関連](#)
5. [地域密着型サービス関連](#)

⑦「メニュー」から『3. 居宅サービス関連』を選択します。

居宅サービス関連

1. 居宅介護支援関連

■ 介護支援専門員資格

[介護支援専門員資格更新に関するお知らせ \(PDF: 11KB\)](#)

■ ケアマネジャーガイドライン

[ケアマネジャーガイドラインの改訂について \(通知\) \(PDF: 1,352KB\)](#)

[ケアマネジャーガイドライン\(令和2年4月改訂版\) \(PDF: 9,417KB\)](#)

■ 横浜市高齢者緊急ショートステイ事業

[横浜市高齢者緊急ショートステイ事業実施要綱及び実施要領 \(PDF: 997KB\)](#)

[令和4年度横浜市高齢者緊急ショートステイ事業実施施設一覧 \(PDF: 482KB\)](#) (一般型・個室対応型・新型コロナウイルス対応型)

[横浜市高齢者緊急ショートステイ事業実施マニュアル \(PDF: 827KB\)](#)

⑧『ケアマネジャーガイドライン（令和2年4月改訂版）（PDF）』を選択します。

1 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等)の概要

「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(以下「サービスB等」という。)」は、●
一●の横浜市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のうち、地域のボランティア
等により、要支援者等を中心とした利用者に対して、居宅への訪問による生活援助、定
期的な利用が可能な通いの場の提供、栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認等の
見守りなど、住民主体による支援を行うものです。給付ではなく、補助により実施してい
ます。

※要支援者等：

- ①要支援1・2の要介護認定がある方又は要支援相当で基本チェックリストを活用して事業の
対象となった方(事業対象者)で、地域包括支援センター等による介護予防支援・介護予防
ケアマネジメントでサービスB等の活動の必要性がケアプランに位置づけられた方
- ②「①」として活動を利用していた方で、令和3年4月1日以降に要介護1から5の認定を受
けた後も、継続的にサービスB等の活動を利用する必要性が居宅介護支援又は介護予防ケア
マネジメントでケアプランに位置付けられた方(②は令和3年度から新たに追加)

横浜市では平成29年10月から事業を開始し、令和5年4月1日現在、90件(通所型支
援：60件、訪問型支援：5件、配食支援：18件、見守り支援：7件)の活動に対し補助金
を交付し、住民相互の支え合いの促進や高齢者の介護予防・生活支援を進めています。

2 依頼事項

総合事業の趣旨やサービスB等の魅力・特長についてご理解いただき、要支援者等の介
護予防支援・介護予防ケアマネジメント及び居宅介護支援(以下、「ケアマネジメント」と
いう。)を実施する際は、サービスB等として実施している活動を積極的にケアプランへ位
置づけるなど、より一層の利用促進を図っていただくようご協力をお願いします。

7(3)に交付団体一覧を添付していますので、ご確認ください。

3 サービスB等の魅力・特長(一例)

- (1) 活動の内容は、団体と区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等の専門職とが相
談の上で検討・実施しており、要支援者等の利用に配慮された内容になっている。
- (2) 利用者間で顔見知り近所ができ、普段から見守ってもらえる安心感がある。
- (3) 専門職が把握しきれない潜在的な要支援者等を早期に発見し、地域包括支援センター
などへの相談に繋いでくれる。
- (4) 常設のコミュニティカフェ等を実施し、おしゃれな空間の中で過ごせるところもある。
- (5) 誰もが活躍でき自分の居場所が見つけられる。
- (6) 虚弱な方も元気な方と一緒に参加できる。体力が向上する。
- (7) 子どもから大人まで参加でき多世代交流ができるところもある。
- (8) 介護保険の支給限度額以上にサービスが必要な方にもご案内できる。



港北区NPO法人街カフェ大倉山ミエル

4 事例 ～サービスB等を案内し状態が改善～

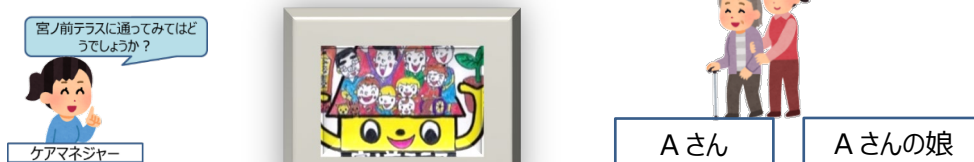
【活動団体名】 泉区 NPO 法人宮ノマエストロ (宮ノ前テラス)

【プログラムの例】 回想法、健康体操、歌、シニアヨガ、脳トレ、健康講話、
野菜の栽培・収穫、多世代交流等

88歳で夫を亡くした女性Aさん。ずっと気持ちがふさぎ込んでおり、家に引きこもり早く夫の後を追って死んでしまいたいと話していました。家族も心配していましたが、一緒に住むことはできず、どうしたら良いか家族会議まで開きました。



そんな時、担当の**ケアマネジャーさんから**、「デイサービスの他に、(横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業の)宮ノ前テラスに行ってみてはどうですか?」と**案内され、週1回通うことをケアプランに位置づけてもらい**、宮ノ前テラスに通うようになりました。宮ノ前テラスの介護予防に資するプログラムの日(活動日)が日曜日ということもあり、最初は、娘さんも一緒に参加し始めました。宮ノ前テラスでは、回想法を使って昔の話を思い出しながら、自分の体験を話します。ふさぎこんでいたAさんも、参加者と話をする中で新しく知り合いができたり、Aさんの特技が裁縫だと知ったメンバーから、次回以降のプログラムで裁縫をみんなに教えてほしいと言われるなど、**「誰かの役にたつ」経験をすることで生きがいを見つけ、自信を取り戻し、とても元気になっていきました。**



【利用者家族(娘さん)の話】

- デイサービスは週1回しか通えないけれど、ここなら、子どもからお年寄りまで集まっているので、家族も一緒にいつでも参加できて楽しく過ごせる。
- 顔見知りができ、家族が仕事で一緒に行けない日も一人で通う等、母の**居場所ができた**。今では見違えるように**前向きに元気になり**、得意な裁縫を活かして、地域の方に教える講座をボランティアさんと一緒に企画する等、**活躍の場を見つけた**。本当にありがたい。
- 宮ノ前テラスができたことは、以前から知っていたけれど、**ケアマネジャーからの後押しがあり、行ってみようという気持ちになった**。**ケアマネジャーから自分達のように困っている人に案内してもらうことはとても大切**だと思う。



ポイント

- ケアマネジャーの勧めにより、給付によるサービスと住民主体の支援を組み合わせることで、より本人の意欲や生きがいに繋がる結果となった。

5 ケアマネジメントの留意点

(1) ケアマネジメントの類型

要支援者等がアセスメントの結果、サービスB等とその他サービスを利用する際のケアマネジメントの類型は次のとおりです。

ア 要支援者及び事業対象者

●サービスB等だけを利用する場合

ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメントC
報酬単価	介護予防ケアマネジメント費 (介護予防ケアマネジメントC)

●他の総合事業のサービスと組み合わせる場合

ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメントA
報酬単価	介護予防ケアマネジメント費 (介護予防ケアマネジメントA)

●予防給付と総合事業のサービスを組み合わせる場合

ケアマネジメント種別	介護予防支援
報酬単価	介護予防支援費

イ 認定更新等に伴い、要支援者等から要介護者になった方のうち、引き続きサービスB等を利用する方

●要介護者のうち介護給付とサービスB等を併用する場合

支援者実施主体	居宅介護支援事業所
ケアマネジメント種別	居宅介護支援
報酬単価	居宅介護支援費

●要介護者のうちサービスB等のみを利用する場合

支援者実施主体	地域包括支援センター
ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメントC
報酬単価	介護予防ケアマネジメント費 (介護予防ケアマネジメントC)

(2) 介護予防サービス・支援計画書及び居宅サービス計画書の書き方 (例)

介護予防サービス・支援計画書 (ケアマネジメント A) の場合

介護予防サービス・支援計画書						(ケアマネジメント結果等記録表)					
No. _____ 利用者氏名 姓(男・女) 氏名 誕生年月日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 計画作成者氏名 _____ 委託の理由: 計画作成者氏名 _____ 計画作成 (変更) 日 年 月 日 (計画作成日) 年 月 日 担当職員氏名 _____ 目標とする生活 _____						計画期間 開始・終了・継続 認定済・申請中 要支援 1・要支援 2 事業対象者 日 年 月 日 _____ 事業所名及び所在地 (連絡先) _____ 支援センター _____					
1 目 的 アセスメント領域と現在の状況 本人・家族の意欲・意向 領域における課題 (背景・原因) 総合的課題 課題に対する目標と具体策の概要 具体策についての意向 本人・家族						2 目 的 目標 目標についての支援のポイント 本人等のセルフケアや他の介護・インフォーマルサービス (訪問サービス) の活用 介護サービス (総合事業のサービス) サービス 事業所 (利用先) 期間					
運動・補助について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 日常生活 (介護生活) について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 住居状況、近所関係、コミュニティケーションについて <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 健康増進について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						健康状態について 口支治結果報告、診断結果、観察結果等を記入した留意点 _____ 【未実行すべき支援が実施できず当該支援の実現に向けて】 _____ 必要なケアの提供状況 (必要) _____ 計画に関する向上配付図について、同意いたします。 _____ 作成 年 月 日 氏名 _____ 印 _____					

【拡大】 記載例

支援計画	サービス種別	事業所(利用先)
介護保険サービス又は地域支援事業(総合事業のサービス)		
地域のサロンに通うことで、外出の機会を確保し、近所との繋がりをつくらせたり、介護予防に資するプログラム(脳トレ・歌など)に参加する(毎週○曜日)	横浜市通所型支援	サービスBの活動団体名(サロン名称)
買物代行、調理、ごみ出し等の生活支援等を通じて、在宅生活を見守る(毎週○曜日)	横浜市訪問型支援	サービスBの活動団体名(活動名称)

※介護予防ケアマネジメントCの場合の記載も同様です。
 ※介護予防ケアマネジメントCの場合、「GoGo 健康!いきいきプラン」という様式を活用することもできます。

居宅サービス計画書の場合

第2表及び第3表に記載します。

第2表 居宅サービス計画書(2) 作成年月日 年 月 日

利用者名 殿

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	目標		援助内容					
	長期目標 (期間)	短期目標 (期間)	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間

【拡大】記載例

期間	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期
	地域のサロンに通い、介護予防に資するプログラム(脳トレ、歌等)に参加することで、近所との繋がりを作り、交流を図る		横浜市通所型支援	サービスBの活動団体(サロン名称)	毎週 ○曜日	

サービス内容・頻度

第3表 週間サービス計画表 作成年月日 年 月 日

利用者名 殿

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動	
深 夜 早 朝 午 前 午 後 夜 間 深 夜	0:00									
	2:00									
	4:00									
	6:00									
	8:00									
	10:00									
	12:00									
	14:00									
	16:00									
	18:00									
	20:00									
	22:00									
	24:00									
	週単位以外のサービス									

(3) サービスB等を利用した場合の実施上の注意事項

ア サービスB等の利用に関しては、給付管理票への記載は必要ありません。

ただし、(2)のとおり介護予防サービス支援計画書又は居宅サービス計画書への記載をしてください。

イ 介護予防ケアマネジメントCは、初回のみでのケアマネジメントです。介護予防ケアマネジメント費の請求も初回のみとなります(438単位)

ウ 介護予防ケアマネジメントCの場合、モニタリングは必須としませんが、利用者の状態の変化時等に、適宜、運営主体等と連携し、利用者の情報が共有されるような仕組みを構築する等、利用者の変化に早期に対応できるような団体と関係者の体制づくりをお願いしています。

6 利用料について

利用料は、地域特性等を考慮したうえで団体が定めています。利用者は団体に対して、直接、定められた利用料を支払います。

なお、利用にあつての申込書類等は、各団体が個々に定めているため、詳細は各団体にお問合せください。

7 参考資料

(1) 補助対象事業

国の類型	横浜市のサービス名称	事業概要
住民主体による支援（サービスB等）	①横浜市 訪問型 支援 	住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問して生活援助等を行います。一定の基準を満たす活動団体に、補助金を交付します。 【例】 買物支援、調理、ごみ出し等の生活支援
	②横浜市 通所型 支援 	住民主体のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に、定期的に（週1回以上かつ概ね3時間以上）高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供します。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 【例】 体操教室や、交流サロン、会食等（介護予防に資するプログラムを実施）
その他の生活支援サービス	③横浜市 配食 支援 	住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問し、見守りとともに栄養改善を目的とした配食を提供します。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 【例】 栄養バランスのとれた食事の提供
	④横浜市 見守り 支援 	住民主体のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に（週1回以上）訪問し、見守りのサービスを提供します。一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 【例】 定期的な訪問による見守り

(2) 補助金交付要件 ※要支援者等への支援の提供回数や受入人数により異なる。

ア 補助金額（横浜市通所型支援）

①1回当たりの利用者数20人以上 （うち要支援者等10人以上/週） 【補助限度額】 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 240万円/年	②1回当たりの利用者数10人以上 （うち要支援者等5人以上/週） 【補助限度額】 活動費等 60万円/年 拠点家賃等 120万円/年	③1回当たりの利用者数5人以上 （うち要支援者等5人以上/週） 【補助限度額】 活動費等 60万円/年
●一定の規模で活動を行っていて、かつ一つの場所で、 <u>当時(週5日以上かつ1日5時間以上)</u> 要支援者等が参加することのできる住民が集う居場所を運営している場合には拠点家賃等を補助 ●補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、地域の団体と協力関係にある社会福祉法人等が不動産を借りて、地域の団体が住民主体の活動を行う場合には、団体に規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。		●補助対象団体は、法人格を有する団体。ただし、規約や会則が整っていて、収支予算書等の提出ができる等の条件を満たすことで、任意団体であっても補助の対象団体とします。

イ 補助金額（横浜市訪問型支援、横浜市配食支援、横浜市見守り支援）

支援の提供回数： 240 回以上
【補助限度額】 活動費等 60 万円/年
 (例えば、5 人の利用者に月 4 回の支援を 12 か月間提供すると 240 回になります。)

(3) サービスB等交付団体一覧（令和5年4月1日現在）

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB等） 交付団体一覧（令和5年4月1日時点）

90事業（通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件）

75団体（特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件）

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
鶴見	1	30年4月	訪問型支援	任意団体	たすけあいエプロン	ホームヘルプ	・生活援助 等	鶴見区内とその周辺
	2	30年10月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人ヒューメディカ	うしおだチャレンジ	・介護予防(生活機能評価、運動、栄養等の指導) ・趣味や交流のための創作活動、その他レク)	鶴見区周辺
	3	31年4月	通所型支援	任意団体	防災福祉地域貢献事業	へいあん美鈴サロン	・介護予防(脳トレ、手芸、クイズ、ボールゲーム、歌声サロン等) ・食事(昼食、口腔ケア)	鶴見区市場地区(周辺町会)平安町会館まで自力で来られる方(送迎なし)
	4	R1年10月	通所型支援	株式会社	株式会社リカバリータイムズ	グッドタイムズ	・体調チェック、準備体操(呼吸体操、足げんき体操)、理学療法士のヨガ・ピラティス・体操、栄養士の講和等 ・食事(昼食)	鶴見区、港北区を中心とした地域
	5	R4年4月	配食支援			グッドタイムズ	・配食	鶴見区全域
	6	R2年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人サードプレイス	つみれまちなかりピン	・介護予防(リハビリ体操・脳トレ・ハンドメイド・ピラティスなど週毎のプログラム) ・昼食	鶴見区
神奈川	7	29年10月	通所型支援	任意団体	輝楽理庵	キッチンデイふら〜とホーム	・介護予防(体操、口腔、脳トレ、物づくり) 等 ・調理、太極拳、LINE講習会 等 ・会食(昼食)	神之木地域ケアプラザエリア及び隣接地域を基本とし、自力で参加できる方
	8	31年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会	デイサロンほこ	・介護予防(健康(スクエアステップ、スリーA、コグニサイズ、シナプロソロジー等)、文化(歌、俳句、川柳、トランプ、百人一首、編み物)、脳トレ等) ・食事(昼食)	神奈川区三ツ沢連合エリア、青木第一地区連合エリア、青木第二地区連合エリア 他通所可能なエリア
	9	R5年4月	配食支援			ぼらんの配食サービス	・配食 ・安否確認	神奈川区松ヶ丘、松本町、三ツ沢下町、三ツ沢東町、三ツ沢南町、栗田谷、泉町、旭ヶ丘、上反町、反町、桐畑
	10	31年4月	配食支援	消費生活協同組合	神奈川食事サービスワーカーズコレクティブ「ぼてと」	神奈川食事サービスぼてと	・配食支援、見守り	神奈川区全域、鶴見区豊岡町・生麦・東寺尾4丁目、保土ヶ谷区峰沢町
	11	R5年4月	見守り支援	任意団体	てんこもりのわ	ずっと笑顔	見守り	神奈川区松見町1〜4丁目、西寺尾一部、入江一部
西	12	30年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあいぐっぴい	多世代交流サロン「ばあばの家あさだ」	・会食 ・介護予防(脳トレ、健康体操、健康麻雀、手芸教室、園芸)	藤棚町、境之谷、西戸部町の一部、霞ヶ丘
	13	R4年4月	訪問型支援	一般社団法人	一般社団法人ワーカーズ・コレクティブはっぴいさん	訪問はっぴいさん	・生活援助	西区全域
	14	R5年4月	通所型支援	任意団体	横浜中部ポッチャ同好会	ポッチャ同好会	・介護予防(脳トレ、ポッチャ、外出プログラム等)	西区及びその近隣

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
中	15	R2年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	アペリティーヴォ	・介護予防(体操、ヨガ、音楽、絵画、習字、パソコン、手芸、陶芸等)	原則中区 西区・南区等、近隣区も対応可能
	16	R5年4月	通所型支援	任意団体	山手 縁乃庭	元気いっぱい!えん結びカフェ	・介護予防(体操、脳トレ、音楽演奏、ハンドメイド、ボードゲーム 等)	中区第3地区連合町内会及び第6地区連合町内会のエリア
	17	R5年4月	通所型支援	公益財団法人	公益財団法人横浜YWCA	ティールームよこはま	・介護予防(脳トレ、気功、歌 等)	全区
南	18	30年10月	通所型支援	株式会社	株式会社コンパス	1/f ゆらぎサロン	・介護予防(介護予防体操ハマトレ、脳トレ、口腔体操、輪唱合唱、手芸、健康教室、ヨガ、フラワーアレンジメント等) ・会食	大岡・永田・六ツ川・別所地域ケアプラザの圏域の方で自立して通える方
	19	30年10月	訪問型支援	特定非営利活動法人	NPO法人おもいやりカンパニー	買ってくるね	・買い物支援(買い物代行等) ・生活援助 ・見守り	主に、中村地域ケアプラザ圏域にお住まいの方
	20	R1年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人おもいやりカンパニー	あそびにきてね	・介護予防(編み物教室、料理、お茶のみサロン) ・昼食	主に中村地域ケアプラザ圏域にお住まいの方
港南	21	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	たまり場「こぶし」	・会食 ・介護予防(手芸、健康麻雀、囲碁、古典を楽しむ会、短歌の会、パソコン勉強会、カフェ・こぶし、男の料理) 等	横浜市港南区、戸塚区のうち日限山地区を中心とした地域
	22	30年10月	通所型支援	株式会社	株式会社イータウン	こもればカフェ	・介護予防(歌、麻雀、囲碁、将棋、体操、ハンドメイドのワークショップ、書道、まち歩き等)	港南区、栄区、磯子区
	23	30年10月	見守り支援	任意団体	さわやか港南	在宅支援サービス「さわやか港南」	・見守り ・生活援助 等	港南区及び隣接地域
	24	R2年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人icoccaひのみなみ	いこっかぶらす	・会食 ・介護予防(体操、認知症予防レク、調理、絵手紙、書道 等)	港南区 日野南5・6・7丁目及び近隣地域(徒歩圏内)
	25	R5年4月	配食支援	特定非営利活動法人	NPO法人icoccaひのみなみ	いこっかごはん	・配食 ・見守り	港南区 日野南5・6・7丁目
	26	R4年4月	配食支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人てとと陽だまり	陽だまり弁当	・配食 ・見守り	港南区芹が谷1丁目～5丁目、東芹が谷
保土ヶ谷区	27	R2年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人ちやっと	コミュニティサロンほ도가やちやっと亭	・介護予防(体操、カラオケ、ヨガ、絵画等)	保土ヶ谷区(川島地域ケアプラザ、常盤台地域ケアプラザ、上菅田地域ケアプラザのエリア)、神奈川区(若竹苑地域包括支援センターを中心にしたエリア)、横浜市内の方

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
旭	28	29年10月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 おもいやりネットワーク	ケアーズカフェ	・会食 ・介護予防(健康麻雀、フラワーアレンジメント、折り紙教室、ナンプレ、健康講座、おしゃべりタイム)等	左近山周辺
	29	30年1月	見守り支援			暮らしの御用聞き	・見守り、安否確認	左近山3～9街区、市沢団地、市沢町南自治会エリア、近隣地域は応相談
	30	R4年4月	配食支援			ケアーズ配食	・配食 ・見守り	左近山団地6街区(あさひ自治会内)～9街区、市沢団地、市沢南自治会内、近隣地域は応相談
	31	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	認定NPO法人 若葉台	デイサービス ひまわり	・会食 ・介護予防(健康体操、詩吟の会、フラワーアレンジメント、歌、歌、大人のぬりえ、切り絵等)	若葉台および周辺地域
	32	29年10月	訪問型支援			生活サポートひまわり	・生活援助(室内清掃やごみ出し、調理、話し相手等)	若葉台および周辺地域
	33	29年10月	見守り支援			見守りサポートひまわり	・見守り、安否確認	若葉台および周辺地域
	34	30年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 横浜希望が丘コミュニティカフェ	コミュニティサロン希望が丘	・会食 ・介護予防(スクエアステップ、ポールウォーキング、ボッチャ、ホームカーリング、趣味教室(編み物、ペン習字、塗り絵教室、歌、映画鑑賞、健康麻雀等))	旭区希望が丘及びその周辺地域
	35	R5年4月	訪問型支援	任意団体	ひかりが丘団地自治会	ひかりが丘生活支援	・生活援助(買物代行、家具移動、掃除等)	旭区市営ひかりが丘住宅
	36	R5年4月	見守り支援			ひかりが丘見守り活動	・見守り	旭区市営ひかりが丘住宅
37	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 オールさこんやま	おしゃべりほっと	・介護予防(談話、体操、脳トレ、歌唱、スマホ教室等)	旭区左近山、桐が作、市沢地区	
磯子	38	30年1月	通所型支援	株式会社	株式会社アミーゴ	もりもり広場	・会食(お弁当) ・介護予防(椅子に座った体操、健康麻雀)等	磯子区、隣接各区、京浜急行線沿線の地域
	39	R2年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク	コミュニティステーションまる	・介護予防(健康体操、ヨガ、口腔ケア、囲碁、将棋、健康麻雀など)	磯子区、南区
	40	R4年4月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 re net 結	we can クラブ	・介護予防(健康講座、音楽、クラフト、俳句、調理、ヨガ、ストレッチ、脳トレ、手芸等) ・会食	磯子区洋光台地区(1～6丁目)とその周辺

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB等） 交付団体一覧（令和5年4月1日時点）

90事業（通所型支援：60件、訪問型支援：5件、配食支援：18件、見守り支援：7件）

75団体（特定非営利活動法人：39件、任意団体：12件、消費生活協同組合：5件、企業組合：2件、株式会社：5件、一般社団法人：8件、社会福祉法人：2件、合同会社：1件、公益財団法人：1件）

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
磯子	41	R5年4月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人まちなま	まちなまサロン	・介護予防（体操、編み物、音楽等）	磯子区洋光台全域、また隣接する磯子区栗木・田中、港南区日野中央・笹下など
	42	29年10月	通所型支援	社会福祉法人	社会福祉法人倅和会	自立支援型通所事業 たけのこ会	・会食 ・介護予防（陶芸、編み物、カラオケ、書道、絵画、フラワーアレンジメント、レクリエーション、健康チェック、体操等）	横浜市金沢区全域
	43	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 さくら茶屋にししば	げんきライフ さくら茶屋	・会食 ・介護予防（介護予防体操、個別製作、リハビリレクリエーション（脳トレゲーム、ドリル）、音楽・動画鑑賞（和洋音楽、歌、落語、昔話等）、回想法等）	金沢区能見台地域ケアプラザ、泥亀地域ケアプラザの担当地域（西柴、長浜、金沢町、柴町、谷津等）で通所可能な方
	44	30年1月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 すずらん	お楽しみサロン すずらん	・介護予防（模造紙を使った作画、脳トレ、手芸、折り紙、工作、おしゃべり、書道、嚙下体操、マッサージ等）	金沢区 朝比奈、大道、六浦、釜利谷西、釜利谷東、釜利谷南、高舟 他の地域も応相談
	45	R4年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 地域サポートマリン	みんなの交流スペース むつら（六浦）	・介護予防（スリーA、脳トレ、スクエアステップ、手工芸、折り紙、書道、合唱等） ・会食	金沢区六浦西地区、六浦地区、六浦東地区
	46	R4年4月	配食支援	任意団体	みんなの交流スペース むつら（六浦）弁当	みんなの交流スペース むつら（六浦）弁当	・配食	金沢区六浦西地区、六浦地区、六浦東地区
	47	R4年4月	通所型支援	任意団体	みんなの居場所 結	ゆったり体操	・介護予防（体操、口腔ケア、歌、ものづくり等） ・会食	金沢区内 徒歩、又は公共交通機関を利用して通所できる範囲
港北	48	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 びーのびーの	地域福祉交流スペース OCOしのはらのびのび会	・会食 ・介護予防（体操、脳トレ、健康講座、健康麻雀、コーラス）等	港北区篠原町、篠原東、篠原西町、富士塚、新横浜、岸根町、神奈川区六角橋
	49	R2年10月	見守り支援	任意団体	びーのびーの	COCOの見守り	・見守り	港北区篠原町、篠原東、篠原西町、篠原台町、富士塚、新横浜、仲手原、岸根町、新羽町、新吉田町 神奈川区六角橋、斎藤分町、白幡町
	50	30年1月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人 街カフェ大倉山ミエール	おでかけミエール	・会食 ・介護予防（体操、おしゃべり等）	港北区大倉山1丁目～7丁目、大豆戸町、菊名
	51	30年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 フラットハート	大人の部活動@菊名	・会食 ・介護予防（3A、回想クイズ、水墨画、折り紙、口腔ケア等）	港北区篠原北、菊名、綿が丘、大豆戸町、富士塚、篠原町、大倉山、新横浜
	52	30年10月	通所型支援	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合	福祉茶きり	・介護予防（体操、書道、脳トレ、フラダンス、作品づくり、散歩等） ・会食	港北区 新羽町、新吉田東、北新横浜、新横浜、大倉山他
	53	31年4月	通所型支援	任意団体	居場所づくり濱なま	とりやまの郷	・介護予防（音楽café（歌声喫茶サロン）、経絡体操（健康づくりサロン）、多世代交流サロン（ものづくり）、回想法で思い出話を楽しむ会（脳トレ、認知症予防サロン））	城郷小机地域ケアプラザの担当地域及び鳥山町に隣接する新横浜地区

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
港北	54	R1年10月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 ホットカフェ小机	クローバー会	・介護予防(健康づくり(簡単なストレッチとミニ講座)、脳トレ・体操、ものづくり等) ※プログラムは毎回異なる ・昼食	城郷地区(小机町、鳥山町、岸根町)
	55	R1年10月	配食支援	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合港北食事サービスワーカーズコレクティブほっと	夕食の配達と安否確認	・配食支援、見守り	港北区全域、鶴見区上の宮、駒岡1~5丁目、馬場1~7丁目、北寺尾1~7丁目、東寺尾1~3丁目、獅子ヶ谷1丁目、都筑区東山田町10~60、73~108、1448~1480番地
	56	R2年10月	通所型支援	合同会社	合同会社どりいむ	いきいき夢サロン	・介護予防(茶話会、料理、運動、生花、健康麻雀、歌等) ・会食	港北区
	57	R4年4月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 菊名植村のさと	木曜サロン「里山ぐらし」	・介護予防(昭和むかし話、ガーデニング、歌唱、合奏、体操、脳トレ等) ・会食	大豆戸地域ケアプラザの担当地域
緑	58	30年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 笑顔	笑顔サロン	・介護予防(コグニサイズ、筋トレ体操、健康麻雀、歌声サロン、健康講座等)	横浜市緑区、旭区、青葉区、都筑区など
	59	30年4月	配食支援	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合 緑・青葉食事サービスワーカーズコレクティブなご味	夕食の配達と安否確認	・配食サービス ・見守り	緑区全域、青葉区全域、旭区の一部(上白根、若葉台)
	60	31年4月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 フラットガーデン	レモンの庭	・介護予防(おしゃべり、編み物、縫物、ものづくり、カードゲーム、将棋、囲碁、麻雀、お散歩、お料理等) ・食事(お茶、お菓子)	横浜市緑区周辺
	61	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 KUSC	「健康・つながり・まちづくり」	・介護予防(体操等)	緑区
	62	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人霧が丘ぶらっとほーむ	ぶらっとROOM ~みんな一緒に楽しもう~	・介護予防(趣味活動、多世代多文化交流等)	緑区霧が丘、十日市場、長津田、旭区若葉台
青葉	63	30年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 神奈川県転倒予防医学研究会	青葉GOGOクラブ	・介護予防(転倒予防運動、アクティビティ等) ・会食(お茶、おやつ)	青葉区・都筑区・緑区、川崎市宮前区・麻生区、但し、自力で通えることを条件とする(送迎なし)
	64	R1年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人地域コミュニティハウスげんきかい	げんきかい健康体操	・介護予防(歌声会、健康体操(ハマトレ))	青葉区全域、緑区、その他参加者の希望による
	65	R1年10月	配食支援	企業組合	企業組合ワーカーズ・コレクティブ・にんじん つつじが丘ランチ ポポロ	ポポロの配食サービス	・配食支援、見守り	青葉区 つつじが丘、さつきが丘、梅が丘、藤が丘、もえぎ野、しらとり台、青葉台、桜が丘、桂台、若草台等 ※上記以外の場所は応相談
	66	R2年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 スペースナナ	シニアの遊び場	・介護予防(体調チェック、体操、脳トレ、口腔ケア、ゲーム、歌、アート等)	青葉区、都筑区全域

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
青葉	67	R2年10月	配食支援	株式会社	株式会社 NITTAJAPAN	管理栄養士監修! BALENA健康べんとうのデリバリー	・配食支援、見守り	青葉区の一部 (すすき野、荏子田、美しが丘)
	68	R5年4月	配食支援	企業組合	企業組合ワーカーズ・コレクティブ ミズ・キャロット	ミズ・キャロット配食サービス	・配食支援	青葉区すすき野、あざみ野、大場町、鉄町一部、元石川町、美しが丘西、美しが丘一部
都筑	69	30年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 I Love つづき	スローカフェ都筑	・介護予防(体操、音楽、歌、お茶講座、折り紙、顔ヨガ、単体操、絵本、スマホ講座、手しごと等) ・会食	都筑区中川地域ケアプラザエリアを中心に都筑区全体、青葉区、港北区、緑区
	70	R1年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人アーモンドコミュニティネットワーク	アーモンド・カフェ～スープの時間～	・介護予防(体操、音楽、脳活、アート、書の活動、回想法による傾聴等) ・昼食	都筑区、青葉区、港北区、緑区
	71	R4年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人五つのパン	いのちの木コミュニティカフェ	・介護予防(創作活動(編み物、ミシン等)、体操、脳トレ等) ・会食	都筑区、港北区、青葉区、緑区
	72	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ円	リフレッシュサロンの心業	・介護予防(筋力維持・腰痛予防・口腔ケア体操、脳トレ、歌、手芸、囲碁・将棋等)	都筑区、港北区、緑区、青葉区
戸塚	73	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 いこいの家 夢みん	夢みんゆめサロン	・介護予防(体操、音楽、脳トレ、おしゃべり)等	ドリームハイツ及びその周辺 (特に制限はありません)
	74	29年10月	見守り支援			夢みん見守り隊・助け隊	・見守り ・生活援助(家事支援、ごみ出し、付添代行、話し相手の支援を通じた見守り、鍵の預かり)等	ドリームハイツ及び周辺(徒歩圏内)
	75	R5年4月	配食支援			みんなで作るゆめごはん	・配食 ・安否確認、見守り	ドリームハイツ及びその周辺
	76	30年1月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	健康づくりプログラム	・会食 ・介護予防(体操、折り紙、栄養講座、歌、健康麻雀、ナンプレ)等	戸塚区深谷町、俣野町及び周辺
	77	R4年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人くみんネットワークとつか	おひさまサロン	・介護予防(健康づくり体操、口腔ケア、体力測定、健康講座、アート・文化(塗り絵、絵、小物づくり、折り紙)、クイズ、計算など) ・会食	戸塚区を中心に横浜市全域(自力で来所できる方)
	78	R4年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ぐるーぶ・ちえのわ	健康サロン	・介護予防(健康体操、筋トレ、脳トレ、レクリエーション(染め・陶芸・クラフト等)、口腔体操)等 ・会食	戸塚区大正地区(小雀町・原宿町・影取町・深谷町等)
栄	79	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人積み木	ミニデイサロン ハッピーランチ	・会食 ・介護予防(椅子に座った単体操、口腔ケア、3Aプログラム、音楽鑑賞、脳トレ、健康講和、塗り絵、歌う会)等	横浜市内(自力で参加できる方)

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
栄	80	29年10月	配食支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 積み木	配食サービス	・配食サービス ・見守り	栄区(豊田地区・小菅ヶ谷地区・笠間地区の一部)、戸塚区(下倉田地区の一部)
	81	30年1月	配食支援	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合 栄食事サービスワーカーズコレクティブ「竹の子」	夕食のお届けと見守り	・配食サービス ・見守り	栄区全域、港南区の一部(港南台8・9丁目、日限山3・4丁目、日野南5・6・7丁目)、戸塚区の一部(下倉田町)
	82	R2年4月	通所型支援	社会福祉法人	社会福祉法人 訪問の家	花かご	・会食 ・介護予防(転倒予防体操、3A、口腔体操、料理教室 等)	栄区全域
泉	83	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 だんだんの樹	コミュニティだんだん(夢カフェ・脳いさいき教室・生活リハビリ・麻雀、ラミューキューブ)	・会食 ・介護予防(筋トレ、脳トレ、ふまねつと健康教室、ラミューキューブ、生活リハビリ) 等	横浜市全域
	84	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 日本園芸療法研修会	ベルガーデンス水曜クラブ	・介護予防(園芸作業) ・軽食、昼食等	基本的には横浜市泉区中心(基本的に自力で参加可能な方なら泉区外でも可)
	85	30年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人 宮ノマエストロ	エンジョイエイジング	・回想法+プログラム(ヨガ、歌、コグニサイズ等)+会食 ・健康マージャン ・趣味サークル	横浜市
	86	R4年4月	配食支援	特定非営利活動法人		エンジョイランチ	・配達 ・コミュニケーション	泉区、戸塚区、瀬谷区等(泉区の近隣区)
瀬谷	87	30年1月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 せや	ミニデイサロン「月の会」	・会食 ・介護予防(体操、歌声喫茶、折り紙、脳トレ、囲碁) 等	南瀬谷地区・宮沢地区・その他 応相談
	88	30年4月	配食支援	任意団体	瀬谷第二地区 配食サービス ひまわり会	瀬谷第二地区 配食サービス ひまわり会	・配食サービス ・見守り	瀬谷第二地区
	89	R2年10月	配食支援	任意団体	見守り配食グループ わっか	配食支援	・配食支援、見守り	瀬谷区 阿久和東、阿久和西、阿久和南
	90	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 愛のささえ	ほかほかの会	・介護予防(体操、音楽療法、回想法 等) ・会食	瀬谷区阿久和南部地域、泉区北部地域

【問合せ先】 横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課

TEL : 671-3464、FAX : 550-4096、E-mail:kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp

【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigoyobo-kenkoudukuri-ikigai/service-b.html>

横浜市では、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓を生かすため、平成28年6月に市内の関係者による「特別避難場所課題検討プロジェクト」を立ち上げ、横浜市で大規模な災害が発生した場合でも、特別避難場所（平成30年4月から「福祉避難所」に名称変更）が円滑に開設・運営できるよう検討を行ってきました。

その検討結果を踏まえ、ケアマネ等が在宅要援護者の安否確認を行った場合に、介護保険による緊急入所が必要と判断した方の対応を災害対策のフローとしてまとめました。【別紙（1）参照】

今後、在宅要援護者の安否確認の結果、「福祉避難所・緊急入所対象者判断フロー図【別紙（2）参照】」に照らして0緊急入所が必要な状況であった場合、次の優先順位で緊急入所につなげることができます。

なお、緊急入所は定員を超過して受け入れるものであるため、災害の発生から一定期間が経過し、生活状況等が落ち着いた段階で、緊急入所した要援護者が在宅生活に復帰できるよう、退所について、ご協力をお願いいたします。

○緊急入所につなげる優先順位

- （1）介護保険による緊急入所が必要な方については、ケアマネ等から直接、入所施設へ連絡し、受入要請を行います。



- （2）ケアマネ等による緊急入所の調整ができなかった場合は、当該要援護者が居住する区の援護班（区高齢・障害支援課）に連絡します。連絡を受けた区援護班は当該要援護者の受入調整を行います。



- （3）区援護班への通報が困難な場合（携帯電話も一切使えないなど）、要援護者が居住する地域の防災拠点に情報（住所・氏名・生年月日・性別）を伝えます。各地域防災拠点に配置される「拠点班職員（学校拠点担当）」がこの情報を、防災行政無線により区援護班に伝えます。区援護班は情報受理後、受入調整を行います。

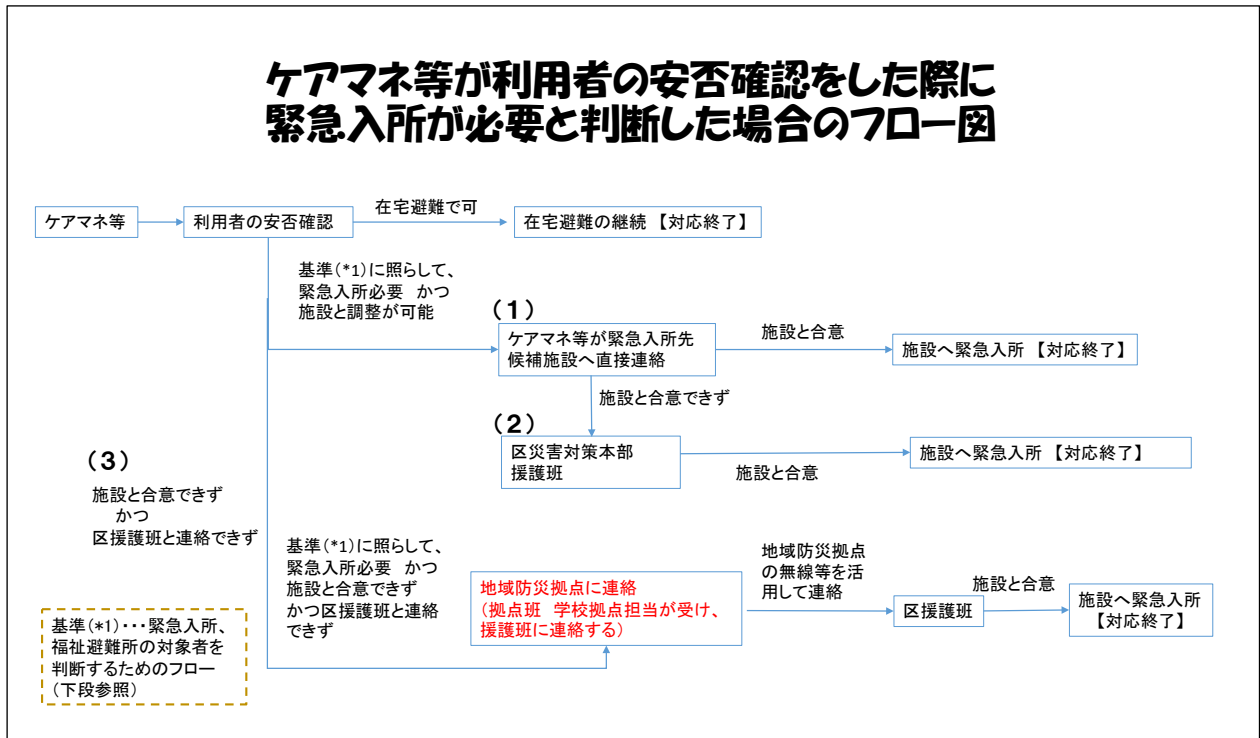
【参考】

※横浜市の福祉避難所に関する情報は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。

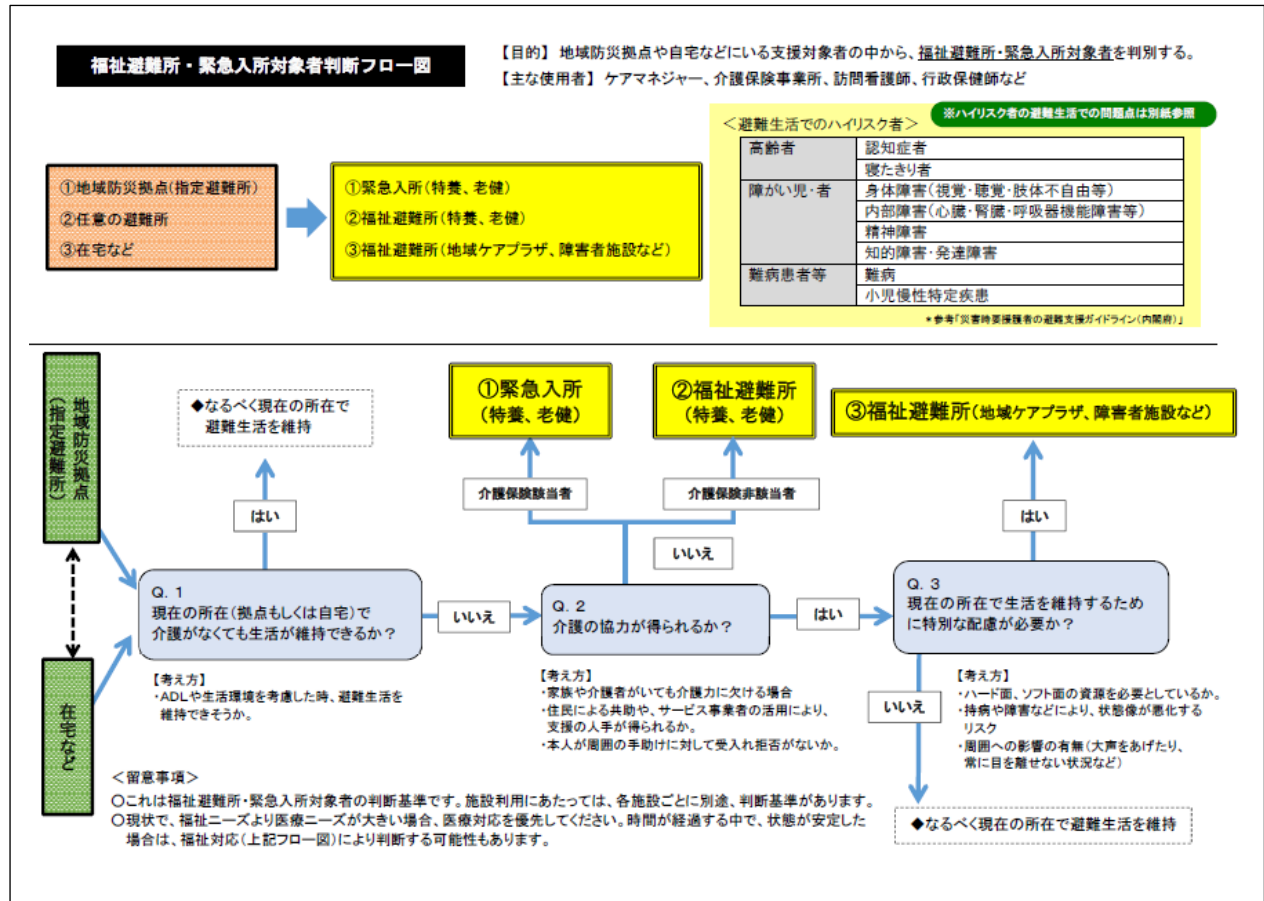
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/>

（各区の災害時要援護者支援ガイドの中にあります。）

(1) 安否確認後の要援護者を緊急入所につなげるための手順



(2) 福祉避難所・緊急入所対象者判断フロー図



利用してみよう！

定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護



一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

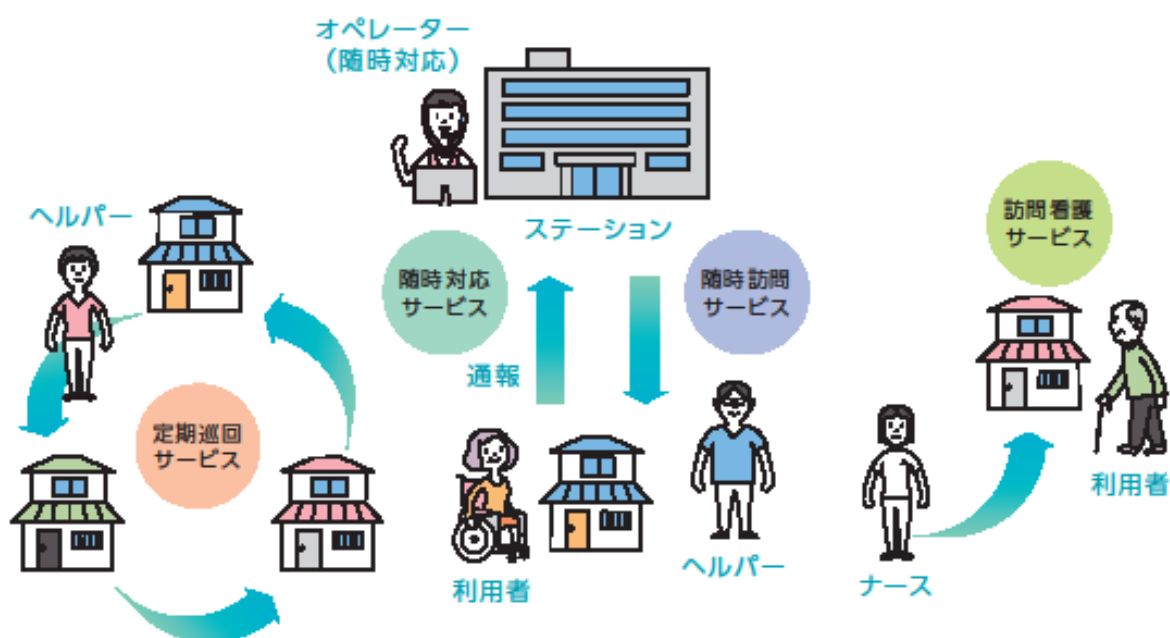
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

ヘルパーまたは訪問看護師が要介護者の自宅を定期的に訪問し、何かあれば夜間でも随時対応する体制を24時間整えているサービスです。詳しくは、以下の特長があります。

- 1日に複数回訪問できる
- 利用者の状態にあわせて、サービス提供時間を柔軟に変更できる
- 利用者宅に通信機器を設置し、いつでも介護事業所にコールできる
- コール内容に応じて、ヘルパーが随時訪問する
- 月1回、看護師が医師との連携や療養上のお世話等を目的に、アセスメントを行う
- 包括報酬で要介護度毎の1月当たりの利用料は定額

対象者

- 要介護度1～5の方
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同じ市区町村に住居がある方



定期巡回サービス



利用者宅にヘルパーが1日複数回訪問します。短時間でも訪問できます。利用者の生活リズムに合わせてサービスを提供します。

随時対応サービス



利用者宅に通信機器を用意し、オペレーターが、24時間365日いつでも利用者からの通報を受付けます。

随時訪問サービス



随時対応の結果、オペレーターが必要と判断したときには、利用者宅にヘルパーが訪問します。

訪問看護サービス



看護師が介護スタッフと連携し、契約内容に応じて訪問やアセスメントを行います。

サービスの利用例

どのような方が定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用するのでしょうか。

Case 1 退院直後の方

「退院したけど体調がなかなか安定しない」、「不安がいっぱいで自信がない」という方は、ヘルパーの訪問や看護師へ相談することができ、安心して生活ができます。緊急時にはヘルパーが随時訪問します。



Case 2 自分のことはなるべく自分でやりたい方

家の中で動くことが少ない方も、一緒にトイレまで歩いたり、お掃除したり、必要なところだけをサポートし、今持っている力を出来るだけ保ちつつ、ニーズに応じたケアを行います。



Case 3 水分補給や室温調整が必要な方

1回の飲水が少なく、脱水症になりやすい方も、こまめな水分促しと室温調整で、在宅生活を続けられます。



Case 4 生活のサポートが必要な方

「内服を忘れてしまう」、「1人ではできない」など、服薬ができない方も、ヘルパーの声掛けなどで薬も飲めるようになり、生活リズムが整って、体調が安定します。



事例紹介

事例
1

サービスを利用することで生活が安定し、施設系サービスへの転居が不要となった事例

| 女性 | 77歳 | 要介護 1 | 世帯:独居 | 既往歴:胃がん | 認知症自立度:II b |

サービス開始前

- 認知症が進み、地域から孤立して暮らしていました。
- 民生委員からの依頼によりサービスを開始しました。



サービス開始後

- 当初は複数回の長時間の訪問(食事づくり、家事援助、傾聴など、状況によっては1時間以上)が必要でしたが、徐々に、受診・服薬が確実になされることで、食事がきちんととれるなど、生活が落ち着きました。また、規則正しい生活となり、病気の進行も予測できるようになりました。
- 人との関わりに自信を取り戻したことで、デイサービスの利用が始まり、入浴はデイサービスで済ませるようになりました。
- 生活が落ち着くにつれ、もともとあった地域の繋がりを取り戻し、地域の方が定期的に食事を差し入れてくれるようになり、本人の孤立が解消されるとともに、地域の人たちの不安も解消されました。
- 現在では、服薬確認、水分補給、安否確認、食事促しなど短時間サービス(10~15分程度)となりました。

事例
2

がん末期により在宅で療養するために退院した事例

| 男性 | 89歳 | 要介護 4 | 世帯:同居 | 既往歴:ガン末期 | 認知症自立度:自立 |

サービス開始前

- 起き上がることができないため、家族への介護負担が大きかったです。
- 急な体調変化に不安がありました。

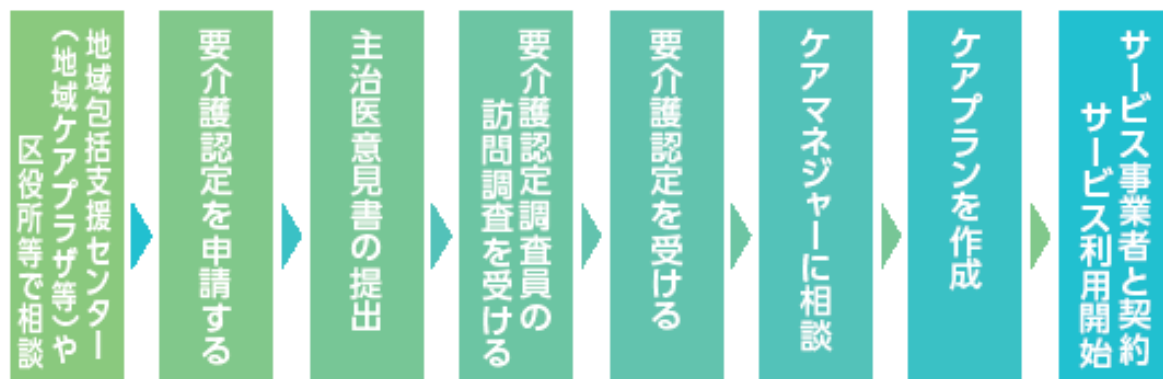


サービス開始後

- 1日5回の訪問(排泄介助、水分補給、食事配膳、服薬介助、体位交換)で、褥瘡もなく清潔に保てました。
- 短い期間ではありましたが、本人が好きなTVを観たり、好物を食べられたことで、「自分らしく自宅で最後を過ごしたい」という希望に、ささやかながら応えられたように思います。
- 意識レベルが低下した際に、訪問回数を増やしたことで、本人の呼吸が止まってからも、時間を空けずに対応することができました。
- 介護が初めてのご家族も負担なく、自宅での看取りができました。

サービス開始までの流れ

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用するまでの流れについてご案内します。



ケア内容・タイムスケジュール(例)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用する利用者の1日のケア内容、スケジュールの例です。

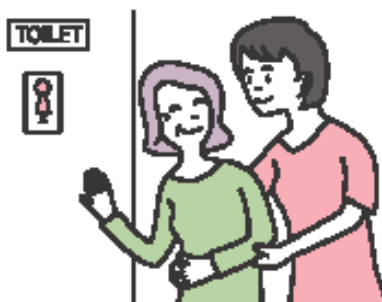
モーニングケア

朝起床時に行う一連のケアです。洗顔、髭剃り、着替え、おむつ交換、バイタルサインチェックなど



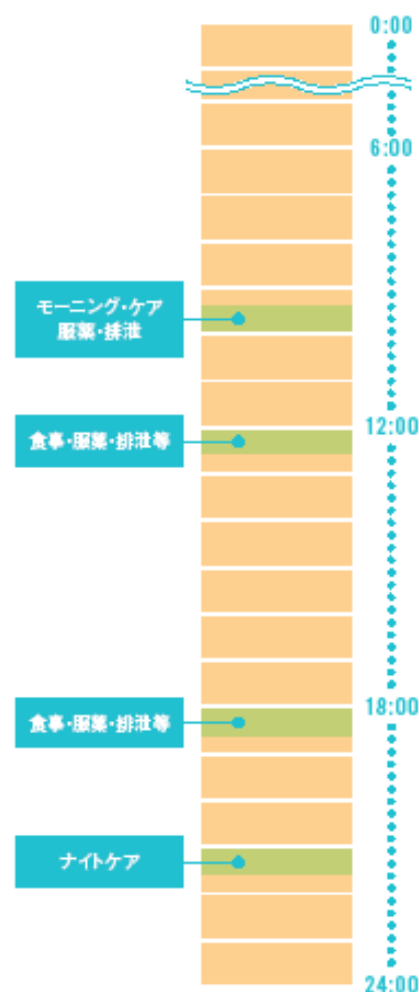
食事・服薬・排泄

食事の介助、食後の服薬の促しや、トイレへの誘導を行います。本人ができることを残しつつ、必要な支援を行うことで、在宅生活が継続できます。



ナイトケア

就寝時の介助を行います。眠前薬の服薬、口腔ケアなど



Q & A

Q サービスを利用するとケアマネジャーが変わってしまうのが不安です。

A 小規模多機能居宅介護と異なり、本サービスを利用することによりケアマネジャーが変わることはありません。

Q 現在、週に2回利用しているデイサービスは、継続できますか？

A 継続できます。それぞれ別報酬になりますが、デイサービス、ショートステイ、訪問入浴、訪問看護ステーション以外の訪問リハビリ、福祉用具は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と併用して利用できます。

※併用するサービスによって、通所減算や日割りがあります。

Q 1人暮らしの母親が夜中に不安になって頻りに電話をかけてきます。家族は遠方に住んでいるためすぐに訪問できませんが、どのようなサービスを受けることができますか？

A 利用者宅には通信機器を用意し、24時間オペレーターと話することができます。1人暮らしの方は不安で過ごしていることも多いですが、オペレーターと話をするだけでも安心し、落ち着いて暮らすことができます。必要に応じてヘルパーが訪問しますのでご家族も安心です。

Q 1度契約をしたら、ずっと使わないといけませんか？

A 状態が安定して1日複数回の訪問が必要なくなれば、月の途中でも、訪問介護やその他のサービスに切り替えることができます。再度状態が変化した時に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を再利用する、切り替える等、柔軟にサービス変更できます。

Q 訪問介護との違いはなんですか？

A 大きな違いは2つあります。1つ目は、安否確認や服薬確認など、短時間の訪問が可能です。訪問介護ではサービスとサービスの間を2時間以上空ける必要がありますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、必要な時に必要なサービスを受けることができます。2つ目は、通信機器を用意し、24時間365日対応の連絡体制が設けられます。

Q 要介護度によって訪問回数は決められているのでしょうか？

A 「要介護度に応じて訪問回数が決められている」ということはありません。利用者の心身の状況に応じて柔軟にサービス提供できるのが本サービスの特長です。

よこはま地域ネット24とは

よこはま地域ネット24(正式名:横浜市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡協議会)は、地域で安心した24時間サービスの提供を目指し、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業」の経営、サービスの質の向上等に関し、研修、情報交換、連絡調整及び調査研究等を行うことにより横浜市訪問介護看護事業の健全な発展を図り、もって市民の地域包括ケアシステムの実現と向上に努めることを目的とする連絡協議会です。

横浜市介護事業指導課及びよこはま地域ネット24の情報

●横浜市健康福祉局 介護事業指導課
TEL: 045-671-3466 FAX: 045-550-3615
kf-jigyoshido@city.yokohama.jp

●よこはま地域ネット24 事務局
SOMPO ケア株式会社内
TEL: 045-222-7311 FAX: 045-663-2711
chiikinet24@sompocare.com

2022年8月発行